

岩手県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）による指定を受けた指定介護機関が次のとおり事業を廃止した。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 介護老人福祉施設

名 称	所在地	廃止年月日
特別養護老人ホーム清風園	釜石市甲子町第8地割178番地30	平成15年7月31日

2 地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所在地	廃止年月日
特別養護老人ホームシルバーライト花泉	一関市花泉町涌津字上原31番地	平成24年3月31日